

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むと
たの翌日)

目次

- ◇条 例 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇公安告示 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県管住宅の表中

四十一年 三柳 米子市両三柳

中層耐火 四、八一〇円

を

四十二年 三柳
四十三年 上井

米子市両三柳

中層耐火

四、八一〇円

倉吉市小田

簡易耐火

四、八九〇円

に改め

同表の第二種県管住宅の表中

四十一年

陰田

米子市陰田町

簡易耐火 三、七七〇円

を

四十二年 陰田
四十三年 浜坂
四十三年 上井
四十三年 三柳
四十三年 倉田

米子市陰田町

簡易耐火

三、七七〇円

鳥取市浜坂

簡易耐火

四、〇七〇円

鳥取市浜坂

簡易耐火

四、〇二〇円

倉吉市小田

簡易耐火

四、一〇〇円

米子市両三柳

簡易耐火

三、八八〇円

米子市両三柳

簡易耐火

三、七八〇円

鳥取市数津

簡易耐火

三、七八〇円

に改め

附則

る。

この条例は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年一月十七日から施行する。

昭和四十四年一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

四十一	米子市両三柳字山中大下道西四、二三九番の四地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
四十二	米子市道突町二丁目四五番地地先交差点（十字路）	押ボタン式
四十三	境港市竹内町三九三番地地先（単路）	押ボタン式
四十四	倉吉市仲ノ町七七三番地地先（単路）	押ボタン式
四十五	倉吉市上井三四九番地の一地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
四十六	鳥取市大工町頭一番地の一地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）

を

に

四十七

倉吉市海田二番地地先（上井駅分岐神鋼機器専用線神鋼踏切）

手動式
神鋼機器株式会社
に設置及び管理を
委任

改める。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】